附　則

（施行期日）

1　この省令は、平成二十六年一月六日から施行する。

（経過措置）

2　当分の間は改正後の様式にかかわらず、なお改正前の様式によることができる。

告　示

○総務省告示第四百七十一号

電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第七条第一項第二号及び第四号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第三百九十五号（陸上移動業務の無線局、携帯移動業務の無線局、簡易無線局及び構内無線局の申請の審査に適用する受信設備の特性を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十六年一月一日から施行する。

平成二十五年十二月二十五日

総務大臣　新藤　義孝

第六項第一号の表を次のように改める。

項目	特性	
	基地局	陸上移動局
感度	希望波（符号化率が三分の一であつて、四相位相変調の信号で変調された搬送波をいう。以下この表において同じ。）の受信電力が基準感度（一マイクロワット（一〇〇デシベルとする。）（最大送信電力が二四デシベルを超え三八デシベル以下のものにあつては（一）九五・八デシベルを〇デシベルとする。）、最大送信電力が二四デシベル以下のものにあつては（一）九二・八デシベルを〇デシベルとする。）以下基地局の欄において同じ。）の場合において、スループットがその最大値の九五％以上	希望波の受信電力が基準感度（チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九七・八デシベルを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八一五MHzを超え八三〇MHz以下又は八六〇MHzを超え八七五MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・八デシベルを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九九・三デシベルを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が五MHzの陸上移動局であつて九〇〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四四・九MHzを超え一、八七九・九MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・三デシベルを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて七一八MHzを超え八〇三MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九四・八デシベルを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて八三〇MHzを超え八四五MHz以下、八七五MHzを超え八九〇MHz以下、一、四二七・九MHzを超え一、五一〇・九MHz以下又は一、九二〇MHzを超え二、一七〇MHz以下の周波数の電波を使用するものにあつては（一）九六・三デシベルを〇デシベルとする。）、チャネル間隔が一〇MHzの陸上移動局であつて九六〇MHzを超え九六〇MHz以下又は一、七四